

千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第25条の規定による自然環境保全協定（以下「協定」という。）を締結するにあたり必要な事項を定め、自然の保存及び植生の回復等自然環境の保全を図り、もって良好な生活環境を維持することを目的とする。

(協定対象行為)

第2条 知事は、別表第1に掲げる行為（以下「協定対象行為」という。）をしようとする地域の自然環境を保全する必要があると認めたときは、当該協定対象行為をしようとする者（以下「事業者」という。）との間に協定を締結する。

(協定の対象となる土地)

第3条 協定の締結の対象となる土地（以下「事業地」という。）は、協定対象行為が行われる区域であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域を除く。

- 一 当該区域のうち、山林（現況）及び湿原地の合計面積の占める割合が2割を超えるもの
- 二 海面、河川、湖沼等が含まれるもの

(協定の締結)

第4条 知事は、協定対象行為を把握したときは、現地調査及び関係者からの事情聴取を行い、協定締結の必要性を判断するものとする。

この場合、必要に応じて関係機関等の参加を求めるものとする。

- 2 知事は、前項により協定締結の必要性を認めたときは、事業者に対し、保全計画（事業地の自然的、社会的条件を考慮した自然環境保全のための措置等（別表第2）を定めるもの）について記載した「自然環境保全実施細目書」（別記第1号様式）を添付した事前協議申出書（別記第2号様式）の提出を求めるものとする。
- 3 知事は、前項の規定により提出された「自然環境保全実施細目書」及び別紙「自然環境保全協定行為基準」に基づき、協定の内容を定め、事業者に協定締結の申入れを行うものとする。
なお、協定の内容について、必要に応じて、関係機関、利害関係人等との調整を図るものとする。
- 4 知事は、協定の締結に際し、必要に応じて、関係市町村長及び利害関係人の立会い又は参加を求めるものとする。
- 5 知事は、協定対象行為を伴う事業（以下「事業」という。）が各種法令等に基づく許認可又は届出を要するものである場合は、当該許認可又は届出の受理が確実に見込まれたときに協定を締結するものとする。
- 6 知事は、協定を締結したときは、必要に応じて、協定書の写しを関係機関等に送付するものとする。

7 事業者が国又は地方公共団体であるときは、原則として協定を締結しないものとする。

(保全計画の履行)

第5条 協定を締結した事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、事業の状況等に応じて相当と認める期間として、協定で定めた期限までに保全計画の履行を完了させるものとする。

2 協定締結事業者は、前項の保全計画の履行が完了したときは、知事及び関係市町村長に完了報告書（別記第3号様式）を提出するものとする。

3 知事は、前項の完了報告書を受理したときは、速やかに現地確認を行い、保全計画の履行を確認したときは、協定締結事業者に事業の完了を通知するものとする。

(履行状況の調査)

第6条 協定締結事業者は、保全計画が完了するまでの間、各年度の履行状況について、翌年度4月30日までに報告（別記第4号様式）するものとする。

2 協定締結事業者は、保全計画の履行完了後1年以内の適切な時期において、その保全状況について調査を行い、調査終了後速やかに報告（別記第5号様式）するものとする。

3 前2項のほか、知事は、協定締結事業者に対して随時、協定内容の履行状況について報告を求め、必要に応じて実地調査を行うものとする。

(履行の確保)

第7条 知事は、協定事項の円滑な履行を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 必要に応じて、苗木の斡旋、植栽上の技術指導
- 二 良好的な樹木、野生動物及び郷土記念物の保護、保存の指導
- 三 協定締結状況の公表

(管理責任等)

第8条 協定締結事業者は、管理責任者を定め、当該管理責任者に緑地等を適正に維持管理させ、保全させるものとする。

2 植栽した樹木の枯損等保全すべき自然環境が損壊した場合は、協定締結事業者は、補植を行うなど当該管理責任者にその都度適正な措置を講じさせるものとする。

(協定違反に対する措置)

第9条 知事は、協定締結事業者が協定に違反した場合は、当該事業者に対し協定遵守の要請、助言、勧告等の方法により改善措置をとらせるものとする。

(協定の変更等)

第10条 協定締結事業者は、協定事項の変更をしようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

2 前項の場合における協定の変更及び変更後の保全計画の完了については、第4条及び第5条の規定を準用する（別記第6号様式）。

- 3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる事項を変更する場合、協定締結事業者は、知事及び関係市町村長に協定の一部変更に係る届出書（別記第7号様式）を提出するものとする。
- この場合、当該届出をもって協定が変更されたものとみなす。
- 一 協定締結事業者の氏名又は名称及び住所の変更
 - 二 事業名の変更
 - 三 管理責任者の変更
 - 四 事業地の面積の1%以内の増減
 - 五 緑地面積の増加
 - 六 緑地面積の減少（事業地の面積の1%以内の減少に限る。）
 - 七 事業期間又は保全計画の履行期限の延長
 - 八 その他協定事項の軽微な変更又はやむを得ない事由による経過的措置
- 4 事業地の管理権限が、協定締結事業者から別の事業者に引き継がれた場合、引き継ぎを受けた事業者は承継届出書（別記第8号様式）を提出するものとする。
- 5 協定締結事業者は、事業の廃止等の理由により協定を廃止しようとする場合、廃止届出書（別記第9号様式）を提出するものとする。
- 6 協定書に定める保全計画が事実上廃棄されているにもかかわらず、協定締結事業者の解散等の理由により廃止届出書の提出が困難な場合、知事は、職権により当該協定を廃止することができる。

（自然環境保全に係る他の協定との調整）

- 第11条 本協定以外の協定において本協定内容が十分確保されている場合には、当該協定の締結をもって本協定を締結したものとみなすものとする。
- 2 市町村が条例等に基づいて協定の締結を定めている場合、その基準が本要綱の基準以上であるときには、原則として当該市町村の協定に準じて協定内容を定めるものとする。

附則

この要綱は昭和49年11月30日から施行する。

附則

この要綱は平成18年6月29日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第2条）

行為の種別	協定対象の範囲
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	1 建築物 (1) 高さ 13メートル (従前の建築物の高さが13メートルを超えるときは、従前の建築物の高さ以上) (2) 床面積の合計 3,000平方メートル以上 (従前の建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるときは、従前の建築物の合計床面積以上) 2 道路、用排水路その他これらに類するもの (1) 幅員4メートル以上 (2) 幅員4メートル以下であって、切土及び盛土等行為により周辺地域の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合
宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更	1 ヘクタール以上
鉱物の採掘、土石の採取	1 1ヘクタール以上 2 1ヘクタール以下であって、当該行為により周辺の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合
水面の埋立て又は干拓	1 ヘクタール以上
河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	当該行為により地域の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合
木竹の伐採又は損傷	〃
家畜の放牧	〃
雑草の除去	自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる大量の薬剤散布
その他の行為	自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合

別表第2（第4条）

区分	定義
自然環境保全のための措置等	1 自然の改変の限度 2 自然及び郷土記念物の保存 緑地、良好な樹木、野生動植物の生息地・繁殖地・生育地、郷土記念物（条例第15条に定める郷土記念物をいう。）等を保存するものとする。 3 植生の回復及び緑地率 造成地等の緑化については、当該地域の植生、土壤等を勘案しながら樹木を主体に植栽し、周辺地域との調和を図るものとする。 緑地率（保存緑地及び植生回復地を含む。）は、他の法令、指導要綱等に規定のあるものについては、その緑地率以上とし、定めのないものについては、個々具体的に定めるものとする。

自然環境保全実施細目書

1 事業実施に関し、自然環境を保全するための基本的な考え方

2 自然の保護、回復及び緑地率

（1）植物

植生の保護	植生の回復及び緑化の推進	緑地面積	緑地率
1 保護する植生の種類	1 樹木及びその他の植物の種類		
2 植生を保護する土地の面積 m^2	2 植生の回復及び緑化を図る土地の面積 m^2	m^2	$\%$
3 特に良好な樹木の種類及び本数	3 客土の方法 4 施肥の方法		

（2）野生動物

野生動物の種類	生息地の面積	保護の方法

(3) 郷土記念物

郷土記念物の種類（名称）	所在地（面積）	保存の方法

3 表土の利用及び残土処理

表 土	残 土
1 表土の利用方法	1 建設発生土の処理方法
2 表土の仮置場の位置	2 建設発生土利用の位置

4 事業施行に伴う不要樹木の処分方法

樹木の種類	本 数	樹 高	処 分 方 法

※不要樹木が生ずる場合は、有効に利用されるような処分方法を講ずるものとする。

5 宅地分譲等にあたっての配慮事項（※該当する場合）

6 管理責任

管理責任者名
電話番号

(添付書類) 位置図、土地現況図、植生図、土地利用計画図、切盛土図、緑地配置図、
植栽配置図、動植物確認位置図、動植物移植計画図、
現況写真（カラー撮影 ※事業地の現況が判断できるもの）
その他必要な書類

自然環境保全協定の締結に係る事前協議申出書

年 月 日

千葉県知事 ○○○○様
(市町村名)長 ○○○○様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

下記事業について、千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結したいので、
協議します。

記

事 業 名	
場 所	
敷 地 面 積	平方メートル
事 業 内 容	
保 全 計 画	別添「自然環境保全実施細目書」のとおり

自然環境保全協定に係る完了報告書

年　月　日

千葉県知事　　○○○○　様
(市町村名)長　　○○○○　様

(協定締結者)

住　所

氏　名

電話番号

担当者名

年　月　日　　日付けで自然環境保全協定を締結した下記事業が完了したので、
自然環境保全協定書第　条第　項の規定により報告します。

記

1 事業名

2 事業地

3 事業面積

4 事業完了年月日

5 自然環境保全対策の実施概要

(必要に応じて、保全対策の実施結果を示す図面、写真等を添付する)

自然環境保全実施状況報告書

年　月　日

千葉県知事　　○○○○　様
(市町村名)長　　○○○○　様

(協定締結者)
住　所

氏　名

電話番号

担当者名

年　月　日に締結した自然環境保全協定に基づく、
現在における自然環境の保全状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業位置

3 開発面積 m^2

4 自然の保護、回復及び緑地率

(1) 協定書に定める緑地面積及び緑地率

ア 植生を保護する土地の面積 (残置森林面積) m^2

イ 植生の回復を図る土地の面積 (造成森林面積) m^2

ウ 緑地面積 (=ア+イ) m^2

エ 緑地率 (=ウ/開発面積) %

(2) 進捗状況

ア 伐採工事又は造成工事を実施した土地の面積 m^2

イ 植生の回復を図った土地の面積 (造成森林面積) m^2

自然環境保全状況事後調査報告書

年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様
(市町村名) 長 ○○○○ 様

(協定締結者)
住 所

氏 名

電話番号

担当者名

年 月 日 付けで自然環境保全協定を締結した下記事業の 年度に
における事後調査について、自然環境保全協定書第 条第 項の規定により報告します。

記

1 事業名

2 事業地

3 事業面積

4 事業完了年月日

5 自然環境保全状況の概要（動植物の保全状況、造成森林の活着状況等）

※必要に応じて、事後調査結果を示す図面、写真等を添付する。

自然環境保全協定の一部変更に係る事前協議申出書

年　　月　　日

千葉県知事　　○○○○　様
(市町村名)長　　○○○○　様

(協定締結者)

住　　所

氏　　名

電話番号

担当者名

年　　月　　日付けで締結した自然環境保全協定の一部を下記のとおり変更したいので協議します。

なお、同意に至った時は、別添「自然環境保全協定の一部を変更する協定書」を締結したいので、よろしくお取り計らいください。

記

1 変更の内容

区分	変更前	変更後	増減
敷地面積	m^2	m^2	m^2
緑地面積	m^2	m^2	m^2
緑地率	%	%	%
内　植生保護面積	m^2	m^2	m^2
訳　植生回復面積	m^2	m^2	m^2

2 変更の理由

- ※ 自然環境保全実施細目書の変更は、変更前を黒字で、変更後を赤字で記載してください。
- ※ 土地利用及び緑地計画が変更になる場合は、変更前後の図面（A3版程度）を添付してください。

自然環境保全協定の一部変更に係る届出書

年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様
(市町村名) 長 ○○○○ 様

(協定締結者)

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

年 月 日付けで締結した
を下記のとおり変更したいので届出します。

に係る自然環境保全協定の一部

記

1 変更内容

区分	変更前	変更後	増減
敷地面積	m ²	m ²	m ²
緑地面積	m ²	m ²	m ²
緑地率	%	%	%
内訳			
植生保護面積	m ²	m ²	m ²
植生回復面積	m ²	m ²	m ²

2 変更理由

- ※ 面積に係る変更の場合は、上表を記載してください。
- ※ 自然環境保全実施細目書の変更は、変更前を黒字で、変更後を赤字で記載してください。
- ※ 土地利用及び緑地計画が変更になる場合は、変更前後の図面（A3版程度）を添付してください。

別記

第8号様式（第10条第4項）

自然環境保全協定に係る地位の承継届出書

年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様
(市町村名) 長 ○○○○ 様

(承継者)

住 所

氏 名

印

電話番号

担当者名

年 月 日に締結した自然環境保全協定について、下記のとおり地位の
(全部・一部)を承継したので、自然環境保全協定第 条に基づき、届出します。

記

1 承継の概要

- (1) 被承継者の住所及び氏名
- (2) 承継前の事業名
- (3) 承継年月日
- (4) 承継の原因

2 承継後の協定概要

- (1) 事業地
- (2) 事業名
- (3) 事業面積 m^2
- (4) 緑地面積及び緑地率 m^2 %
内訳：植生を保護する面積 m^2
植生の回復及び緑化を図る面積 m^2
- (5) 管理責任者

※ 承継の事実を示す資料を添付してください。

自然環境保全協定廃止届出書

年　月　日

千葉県知事　○○○○　様
(市町村名)長　○○○○　様

(届出者)

住　所

氏　名

電話番号

担当者名

年　月　日　付けて締結した　　に係る自然環境保全協定を廃止
したいので、次のとおり届出します。

記

1　廃止の理由

2　協定概要

(1) 事業地

m²

(2) 事業面積

m²

(3) 植生の回復及び緑化を図る土地の面積

%

(4) 緑地率

3　事業の進捗状況

(添付書類)

- ・都市計画の廃止届受理書写し
- ・施工中の場合は、今後の自然環境保全対策書等

自然環境保全協定行為基準

- 1 地形に順応した造成を行い、切土及び盛土の量を最小限に止め、行為区域内において切土、盛土量の均衡を図る。
また、工事に先立って、表土の保存を図り、植栽地等の表土を利用する。
- 2 法面の勾配は、当該地域の地質の特性等に応じ安定した角度を保つとともに適正な法面を維持するため法高を極力低くする。
- 3 現存する良好な植生は積極的に保存する。
また、独立木としての利用価値のあるものは、これを生かした造成計画をたてるようにする。
- 4 海浜、河川、湖沼等はその周辺部を含め極力保存する。
- 5 伐開する森林の林縁には必要に応じてマント植栽をし、森林の保全と修景を図る。
- 6 植栽に当たっては、地域の自然植生回復に配慮し、行為区域内に現存する樹木等を移植利用するとともに、新たに導入する樹木等は郷土的な樹種を主体にする。
また、野生鳥獣の食餌樹木も植栽するように努める。
- 7 植栽に当たっては、植栽地の土壤条件を考慮し、必要に応じて土壤改良及び施肥を行う。
また、高木類には支柱を施すなど保護し、植栽後も十分な保育管理をする。
- 8 樹林地内に電柱、送電線等を設置するときは、樹木の成長を阻害しないよう配慮する。
- 9 郷土記念物の保存については、周囲の自然環境との調和を図る。
- 10 行為区域内から生じる建設発生土は場内で適正に利用し、周囲の自然環境に影響を与えないようにする。
- 11 行為区域内の汚水、排水及び塵芥によって自然環境を損なわないようにする。
- 12 崖崩れ、土砂の流出、出水等の災害の防止及び水源の涵養に支障をきたすことのないよう適切な措置を講じ、自然環境の保全を図る。
- 13 行為区域周辺の住民の生活環境に支障を及ぼさないようにするとともに、農林漁業との健全な調和を図る。